報告事項③各種規程の改正について

◇規程の改正理由と内容◇

① 現在、当協会には８つの専門委員会が設置され、バスケットボール競技の普及・発展のため、所管業務の適切な実施に努めているが、この度、テーブルオフィシャル技術の向上等を目的に「ＴＯ委員会」を新たに設置することとした。

② 東京2020パラリンピックにおいて車いすバスケットボール・男子が銀メダルを獲得したことより、パラスポーツが大きな注目を集める中、「障がい者スポーツ委員会」の名称を「パラスポーツ委員会」に改めることとした。

上記①②の理由により、基本規程及び専門委員会設置規程の関係規定を改正するものである。

（一社）愛媛県バスケットボール協会基本規程〔新旧対照表〕

改　正　案	現　　行
（委員会） 第 15 条　協会に、次の専門委員会を置く。 ⑴　総務委員会 ⑵　規律委員会 ⑶　裁定委員会 ⑷　競技会委員会 ⑸　審判委員会 ⑹　ユース育成委員会 ⑺　指導者養成委員会 ⑻　**パラスポーツ委員会** ⑼　**ＴＯ委員会**	（委員会） 第 15 条　協会に、次の専門委員会を置く。 ⑴　総務委員会 ⑵　規律委員会 ⑶　裁定委員会 ⑷　競技会委員会 ⑸　審判委員会 ⑹　ユース育成委員会 ⑺　指導者養成委員会 ⑻　**障がい者スポーツ委員会**

（一社）愛媛県バスケットボール協会専門委員会設置規程〔新旧対照表〕

改　正　案	現　　行
（委員会） 第２条　協会に、次の専門委員会を置く。 ⑴　総務委員会 ⑵　規律委員会 ⑶　裁定委員会 ⑷　競技会委員会 ⑸　審判委員会 ⑹　ユース育成委員会 ⑺　指導者養成委員会 ⑻　パラスポーツ委員会 ⑼　ＴＯ委員会 ２　専務理事は、理事会の同意を得て、特別委員会を設置することができる。 ３　専務理事が理事会を招集する暇がないと認めた場合、常務理事会において　決議できる。ただしその場合、専務理事は次の理事会にその事項を報告し、承認を求めなければならない。	（委員会） 第２条　協会に、次の専門委員会を置く。 ⑴　総務委員会 ⑵　規律委員会 ⑶　裁定委員会 ⑷　競技会委員会 ⑸　審判委員会 ⑹　ユース育成委員会 ⑺　指導者養成委員会 ⑻　障がい者スポーツ委員会 ２　専務理事は、理事会の同意を得て、特別委員会を設置することができる。 ３　専務理事が理事会を招集する暇がないと認めた場合、常務理事会において　決議できる。ただしその場合、専務理事は次の理事会にその事項を報告し、承認を求めなければならない。
（委員会の業務） 第５条　各専門委員会の業務は次のとおりとする。 ⑴～⑷　省略 ⑸　審判委員会 ア　大会の審判に関すること イ　審判員の養成に関すること ウ　審判講習会及び研修会の企画及び運営に関すること エ　中央審判講習会及び大会に派遣する審判員の決定に関すること オ　審判員の審査、認定に関すること ⑹・⑺　省略 ⑻　パラスポーツ委員会 ア～ウ　省略 ⑼　ＴＯ委員会 ア　大会のテーブルオフィシャルに関すること イ　テーブルオフィシャルの養成に関すること	（委員会の業務） 第５条　各専門委員会の業務は次のとおりとする。 ⑴～⑷　省略 ⑸　審判委員会 ア　大会の審判に関すること イ　審判員の養成に関すること ウ　審判講習会及び研修会の企画及び運営に関すること エ　中央審判講習会及び大会に派遣する審判員の決定に関すること オ　大会のテーブルオフィシャルに関すること カ　テーブルオフィシャルの養成に関すること キ　審判員の審査、認定に関すること ⑹・⑺　省略 ⑻　障がい者スポーツ委員会 ア～ウ　省略